

1年を通じてガバナンスを学ぶ！

# ガバナンス太田塾2023 「非営利組織経営の在り方」

無料

オンライン開催  
6月から3月まで全10回コース  
第1 or 2木曜日10:00～11:00



講師：太田達男



トークセッション  
聞き手：山田泰久



公益財団法人

日本非営利組織評価センター



Zoomのアカウント名を

**「お名前＋団体名」**に

変更してください。

この講座では、法人格に捉われず、広い意味でのNPOのガバナンスや、それに関連する組織運営全般を話題にしていきます。年間を通じて、ガバナンスを学ぶ場です。

参加者のみなさんの学びの場として、申し込み時に、課題に思っていること、知りたいことを入力していただきます。その内容を反映して、講座を進めていきます。

## 今年のガバナンス太田塾の5つのお勧めポイント！

- ① 昨年の参加者の感想などを参考に、内容をさらにわかりやすくバージョンアップ。
- ② 今年4月に改訂したJCNEのベーシック・アドバンス評価基準の内容を盛り込んだ組織運営のヒントを提供。
- ③ 講座は2部構成。前半は講師の太田塾長からの講義、後半は太田塾長とJCNEの評価事業の統括責任者の山田によるトークセッションでテーマを深掘り。
- ④ 1年間を通じて参加する「通年参加」と、各回ごとの申込による「単発参加」の2種類の方法で参加者募集。1年かけて体系的にじっくり学ぶか、興味関心のあるところを集中してじっくり学ぶか。
- ⑤ リアルタイムで参加できない場合には、参加申込者を対象に後から録画視聴も可。



## 太田 達男（塾長）

- （公財）日本非営利組織評価センター 理事
- （公財）公益法人協会 前理事長 会長
- （公社）成年後見センター・リーガルサポート 理事
- （公社）日本フィランソロピー協会 理事
- （公財）渋沢栄一記念財団 監事
- （公財）パブリックリソース財団評議員



信託銀行役職員を歴任、44年間の信託マンとしての経歴に終止符を打ち、2000年4月より財団法人公益法人協会理事長、現会長。公益法人制度改革では、2000年法制審議会民法部会の法人制度分科会を皮切りに、公益法人制度の抜本改革に関する懇談会委員や民間法制・税制調査会座長代理として、終始市民社会の立場から提言活動を行う。



## 1. 各回の参加申込について

出欠確認のために、各回ごとにPeatixでの申し込みが必要です。  
講座の開催日の翌日に、次回の申込Peatixを公開します。  
各回のPeatixの申込締切は、開催日の1週間前になります。  
当日参加できない方には、後日、動画を共有します（受講者にも共有します）。  
但し、動画共有は、各回、Peatixで申込みをした方を対象にお送りします。

## 2. 各回のテーマに関するアンケートについて

Peatixでの申し込み時に、各回のテーマに関して、知りたいことや課題、質問などを入力していただきます。学びの場として開催しますので、必ず入力してください。  
複数回、入力が少ない方には、参加をお断りすることがございますので、あらかじめご承知おきください。



## 3. 事務連絡の方法などについて

事務局からの連絡は、Peatixのメッセージ、もしくはメールでお送りします。

講座資料等はGoogleドライブで共有します。セキュリティの関係で、職場のPCからアクセスできない場合は別のPCからアクセスしてください。事務局で別手段の対応はしませんので、ご承知おきください。

## 4. その他

講座の動画は、ある程度まとめて、一般公開する予定です。

講座でのご質問をされる時は、個人情報や機密情報にはお気をつけてください。



# 本日のスケジュール

- 10:00 オープニング
- ・趣旨説明、講座の運営と諸注意
  - ・本日の流れ
  - ・JCNEの紹介
- 10:05 第5回テーマ「寄附について」（太田）
- ・寄附金の種類（寄附者及び受領者から見た夫々の分類と留意点）
  - ・いわゆる（冠）基金設定について（贈与と信託）
  - ・法人寄附不当勧誘防止法について
- 10:35 トークセッション（太田、山田）
- 10:55 クロージング
- ・JCNEの組織評価・認証制度のご案内
- 11:00 終了



2023/10/5

ガバナンス太田塾2023「非営利組織経営の在り方」  
第5回

# 寄付金募集の留意点

公益財団法人日本非営利組織評価センター  
理事 太田達男

## 寄付金の現状日米比較

	日本	米国（2022年度）
個人	5,041億円（2020年度） （別にふるさと納税6,725億円）	3,190億ドル（44兆6,600億円*）
遺贈	??? 毎年度数百億円と推定	456億ドル（6兆3,840億円）
法人	6,729億円（2019年度）	295億ドル（4兆1,300億円）
合計	1兆1,770億円+数百億円	3,941億ドル（55兆1,740億円）
助成財団助成金	1,195億円（2019年度）	1,052億ドル（14兆7,280億円）
総計	1兆2,965円+数百億円	4,993億ドル（69兆9020億円）

出所：日本は「寄付白書2021」、米国は「Giving USA 2023」\* 為替レートは\$ 1 = 140円で換算



寄附金の総収入に占める割合

- ・ 認証特活法人 6.9% 認定特活法人27%（内閣府2020年度「特定非営利活動法人に関する実態調査」）
- ・ 公益法人 13%（内閣府2021年度「公益法人の概況～報告」、ただし、分母となる収入は公益目的事業収入）
- ・ 一般法人 5.12%（中央値0, JCNE2022年度「一般社団法人及び一般財団法人の組織運営に関する実態調査」）

# 寄付募集戦略のポイント

## I.寄付の動機

1. 組織信頼・応援型 (General Support)
2. 特定事業支援型
3. 寄付者関与希望型

## II.寄付するタイミング

1. アドホック
2. 継続寄付 (マンスリー寄付、記念日寄付)
3. 遺贈・相続・財産計画・事業承継など

## III.寄付財産

1. 金銭、預貯金
2. 金銭債権、有価証券、動産、無体財産権、古物
3. 不動産

## IV.寄付手段

1. 直接交付 (送金、カード、街頭募金、戸別訪問、手渡し・募金箱)
2. クラウドファンディング
3. 冠基金設定、公益信託設定

## V.寄付者へのサービス

1. 報告書、ニュース等送付
2. 式典招待、懇談・説明会、事業視察、バースデイカード
3. 物品返礼 (????)

## 募金に関する内部体制（規程）\*の整備

寄付金の種類（仮称）	一般寄付金	指定寄付金	特別寄付金
定義	常時募集する寄付金	用途を特定して一定期間募集する寄付金	資金用途又は寄付財産の管理運用について条件が付されている寄付金
使用目的	公益目的事業に〇%以上を使用	目論見書に記載、〇%以上を特定事業に使用	—
募金目論見書の作成交付	不要	募集総額、期間、対象、理由、用途等について目論見書作成交付又はH/P掲載	不要（相对契約）
理事会付議	不要	承認必要	承認必要
報告	—	募集期間満了時：総額、用途予定その他を報告（H/P代替可） 支出完了時：事業実施実績・効果、収支報告（H/P代替可）	次の場合は辞退しなければならない ①役員等関係者や営利事業を営む者に利益を与える （公益認定法第5条三号、四号） ②寄付者の税の不当な軽減 ③受入れの結果著しく資金的負担 ④事務の遂行上支障、その他社会通念上不適当
辞退	—	—	
情報公開	寄付金額、募集方法、用途等について事務所備え置き、閲覧（公益認定法施行規則22条5項一号）	寄付金額、募集方法、用途等について事務所備え置き、閲覧（公益認定法施行規則22条5項二号）	寄付金額、募集方法、用途等について事務所備え置き、閲覧（公益認定法施行規則22条5項二号）
個人情報保護	個人情報保護規程による	個人情報保護規程による	個人情報保護規程による

\*公財）公益法人協会寄附金規程を参考に作成



基本的に寄付は受け入れない法人は、純血を維持したい方針か？

## 冠基金と公益信託の比較

	冠基金寄附	公益信託設定*
法的性格	使途指定のある寄附として負担付贈与契約。 (ただし、信託と考える学説もある)	公益信託法に基づく信託
財産の独立性	寄付先法人が破産すれば、寄附した財産も破産財団に属する(すなわち寄付先法人に対する債権者の差し押さえ対象になる)	信託先法人(受託者)が破産しても信託財産は破産財団に属さない(すなわち受託者に対する債権者の差し押さえ対象にならない)
出捐者の権利・義務	負担付贈与契約となり、双務契約の債権者として相手方の履行を請求でき、寄付先法人も使途について、指定範囲で使用する履行義務がある。	寄附者は、信託法の規定(145条)により、受託者の不法な行為を監視し是正させる権利があり、またこの権利を第三者に委ねることもできる。 受託者は、善管注意義務、忠実義務、公平義務、分別管理義務などが課せられる(信託法第2節)
財産の管理と報告	分別計算、基金ごとの報告(契約上の義務)	分別計算、基金ごとの報告(法令上の義務)
名称	任意の名称がつけられる	任意の名称がつけられる。ただし、「公益信託」を含めること(独占使用権)
金額	募集团体によってまちまち、一般的には100万円以上が多い	特段の制限はないが、一般的には1000万円以上が多い
選考委員会	助成先選考を任務とする合議機関を設置する事例が多い。助成先の最終決定は理事会	助成先選考を任務とする合議機関を設置する事例が多い。助成先の最終決定は受託者組織の業務執行機関
コスト	当初寄附金額に対し、20%前後の手数料が一般的、年次の手数料を賦課する事例もある	受託者報酬や事務費の支払いコストが必要、年次で徴収することが一般的事務内容により異なる 信託銀行では残高の毎年1,000分の15が一般的

\* 公益信託制度は抜本改革が予定され、2024年通常国会提出2026年施行が予定、本表は現行公益信託制度による

## 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律について

# 皆さんの募金活動を妨げる心配は全く無用

### 【参考 関係条文の要約】

#### 配慮義務（法3条）

- 一 個人の自由な意思を抑圧し、適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようにすること。
- 二 個人又はその配偶者若しくは親族の生活の維持を困難にすることがないようにすること。
- 三 寄付先の法人等を特定するに足りる事項を明らかにし、寄附財産の用途について誤認させるおそれがないようにすること。

#### 禁止行為（法4条）

- 一 訪問募金勧誘先からの不退去
- 二 募金勧誘場所からの退去を拘束
- 三 任意退出が困難な場所での勧誘
- 四 第三者と電話等で相談することを当該寄附の勧誘を受けている場所において、威迫する言動を交えて連絡を妨げること。
- 五 恋愛感情等の行為を利用し、その関係が破綻しないためには、寄付が不可欠と告げること
- 六 靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、その重大な不利益を回避するためには、寄附をすることが必要不可欠と告げること

#### 禁止行為（法5条）

借入れにより、又は住居建物敷地、事業継続に不可欠な財産の処分により、寄附をするための資金を調達することを要求してはならない。

## (公財) 日本非営利組織評価センター (JCNE)

2016年4月1日設立

役員等：評議員10名 理事12名 監事2名

スタッフ：常勤4名 非常勤2名

非営利組織の  
第三者組織評価機関  
として設立

**2022年11月1日公益法人化**

**11月4日法人名称の変更** (旧：非営利組織評価センター)

### 目的

社会に対して、客観的かつ信頼性のある組織評価情報を提供し、非営利組織の信頼性向上を目指し、さまざまな支援がNPO等に届く仕組みをつくる

### 組織の特徴

- ・全国レベル、分野共通の非営利組織の評価機関の設立は初の試み
- ・グッドガバナンス認証制度、ベーシックガバナンスチェック制度の2種類の制度を運用

<https://jcne.or.jp/>



事業や組織  
運営のガバ  
ナンス全般

グッドガバ  
ナンス認証

訪問での  
ヒアリング

提出された  
書面

アド  
バンス  
評価  
28  
基準

全基準を  
満たすと  
認証付与

◆グッドガバナンス認証（アドバンス評価基準）

[https://jcne.or.jp/evaluation/good\\_governance/](https://jcne.or.jp/evaluation/good_governance/)

法令や定款  
通りのガバ  
ナンスの基  
本

ベーシック  
ガバナンス  
チェック

提出された  
書面

セルフ  
チェック

ベー  
シック  
評価  
25  
基準

評価結果を  
サイトで  
公開

◆ベーシックガバナンスチェック（ベーシック評価基準）

<https://jcne.or.jp/catalog/>

## J C N E ベーシックガバナンスチェック

延べ申込み数

1,000

団体

感

突破

謝

【お知らせ】 NPOの組織評価制度「ベーシックガバナンスチェック」の延べ申込み数が1,000団体を突破～助成財団での活用が広がる～  
<https://jcne.or.jp/2023/07/18/news-134/>



# ベーシックガバナンスチェック制度

ベーシック評価基準25項目に基づく簡易的な組織評価です。

非営利組織の組織運営について、法令・定款に基づいた基本的なガバナンスが適切に行われているかどうかを評価するものです。結果はベーシックガバナンスチェックリスト (<https://jcne.or.jp/org/>) で公開され、継続的に第三者評価を受け、情報開示に積極的な透明性の高い団体であることを社会へアピールできます。

**【対象法人】** 特定非営利活動法人（認定を含む）

一般社団・財団法人（非営利型・理事会設置型）

公益社団・財団法人、社会福祉法人

**【費用】** 普及期間のため無料で提供

**【評価有効期間】** 3年間（更新制）

申込➡ <https://jcne.or.jp/catalog/>

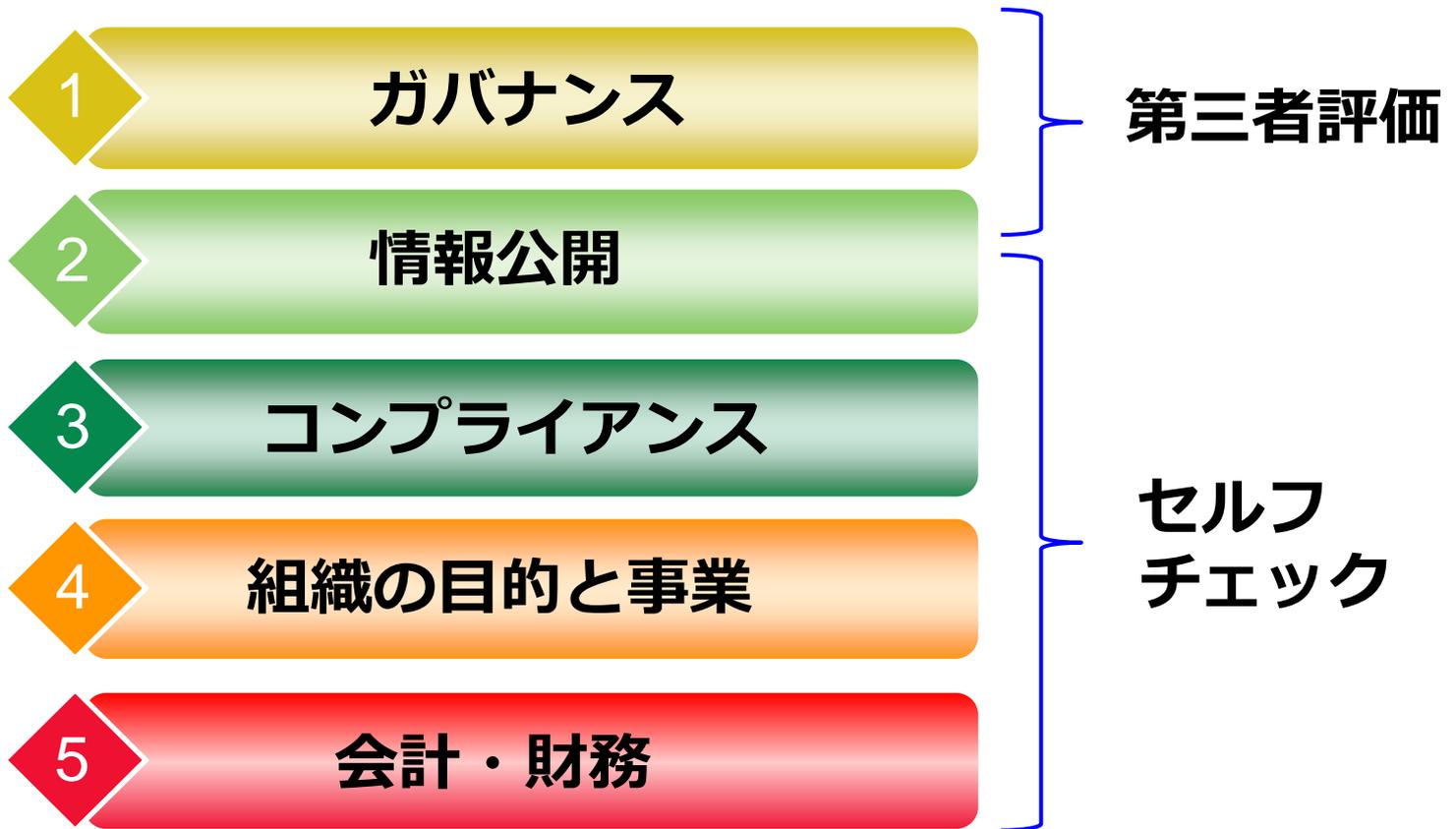


- 評価手法：自己評価結果に基づいた書面評価
  - (1) 団体によるセルフチェック（実施の有無で判断できる項目）
  - (2) 提出書類による書面評価（専門知識が必要な第三者評価）
  
- 評価基準：25項目（雇用がない場合24項目）
  - ① 法律や定款通りの運営という基礎部分を評価
  - ② 分野/事業内容・組織規模を問わない評価基準
  - ③ 「はい」「いいえ」で答えられる基準
  - ④ 書面で第三者が確認できる内容
  - ⑤ 第三者評価8基準、セルフチェック15基準



# ベーシックガバナンスチェックの評価項目

- 評価の5項目：社会へ自己アピールしづらいものを対象



## ガバナンス

- 1 法令または定款に則り、代表者および役員（理事3人以上、監事1人以上）を選任している。
- 2 1事業年度に2回以上、法令または定款に則り、理事会を招集し、実際に開催している。
- 3 法令または定款に則り、理事会の議事録を作成している。
- 4 法令または定款に則り、理事会で、事業計画・予算・事業報告・決算を審議している。
- 5 法令または定款に則り、定時社員総会／定時評議員会を招集し、実際に開催している。
- 6 法令または定款に則り、社員総会／評議員会の議事録を作成している。
- 7 法令または定款に則り、社員総会／評議員会で、事業計画・予算・事業報告・決算を審議または報告している。
- 8 役員報酬を支給している場合は、法令、定款または規程に則り、役員報酬の支給を決定するとともに、支払った報酬額（総額）を経費計上し、決算書類に記載している。

# ベーシック評価基準（第三者評価基準）

9 監事監査を実施し、監査報告書を作成している。

10 直近の登記事項を登記している。

※基準 8 は役員報酬の支給がある場合のみ適用。

## 情報公開

11 事務所に備え置くべき書類を整備し、定款・役員名簿・事業計画書・事業報告書・決算書類を組織のホームページまたは情報公開サイトで公開している。



## 情報公開

- 12 組織の所在地および問合せ方法を組織のホームページまたはSNSで公開している。
- 13 寄付者・支援者等に事業の成果を報告している。

## コンプライアンス

- 14 理事との利益相反を理解し、その有無を確認の上、適切に対応を行っている。
  - 15 個人情報取扱いに関する規程を定め、取得目的を明示している。
  - 16 法令または規程で定められた保存年数の期間、法定保存文書を保存している
  - 17 雇用契約を締結している職員がいる場合、法令に基づく労務管理を行っている。
  - 18 ハラスメント防止策を講じている。
- ※基準17は雇用がある場合のみ適用。



## 組織の目的と事業

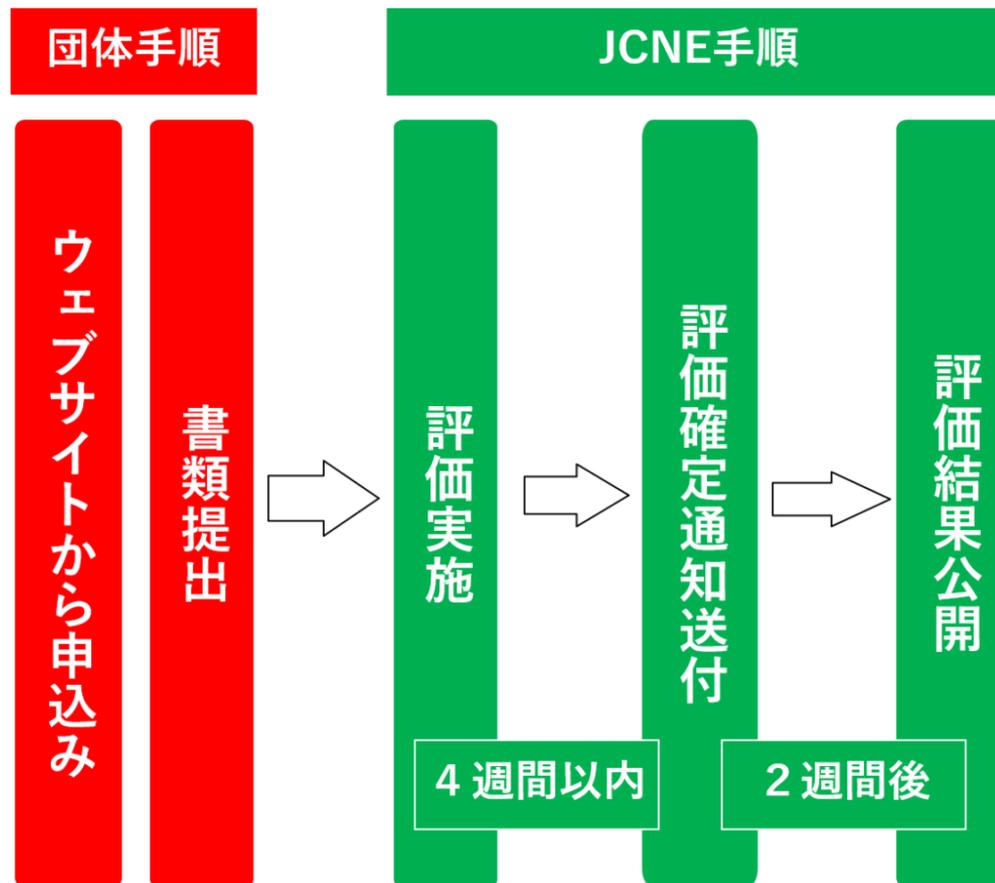
- 19 組織の目的と事業を文書化している。
- 20 組織の目的に沿った単年度事業計画を策定している。
- 21 事業の対象となる社会的ニーズや課題を多様な関係者からくみ取っている。
- 22 各事業の定期的な振り返りや見直しを行っている。

## 会計・財務

- 23 会計に関して、専門知識をもった役職員が担当している、または会計専門職や外部の支援団体からアドバイスを受けている。
- 24 税務申告と納付を行っている。
- 25 現金の取扱いや資金管理に関して、複数名でチェックしている。

- 第三者評価基準（1～11）については、団体より提出された書類に基づき、日本非営利組織評価センターが第三者評価機関として評価を行う。
- セルフチェック基準（12～25）については、団体自らが基準を満たしているかどうかを、実施の有無で判断できる項目となっている。

# 評価の流れ（お申込みページ）

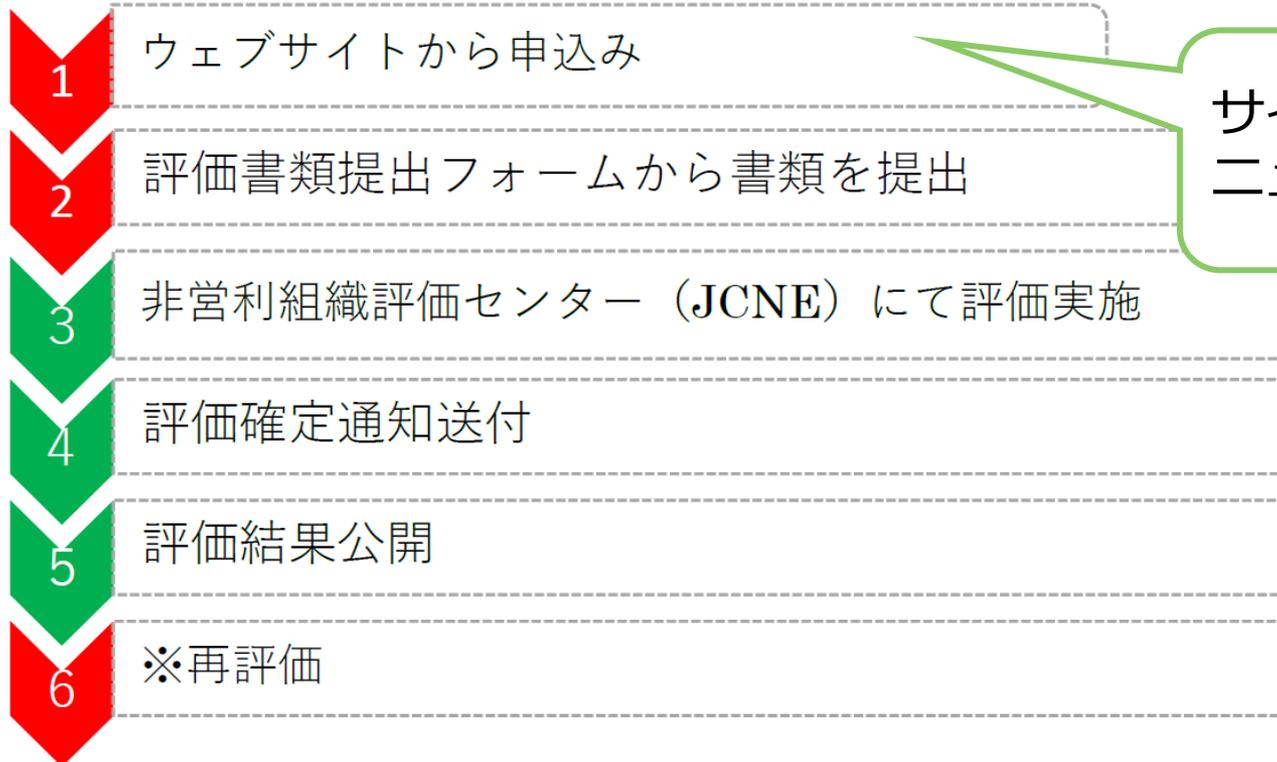


## 【提出書類】

定款／理事会及び総会（評議員会）の議事録（2年分）／監査報告書／  
役員報酬規程／役員名簿／事業計画／予算／事業報告書／決算書類



# ベーシックガバナンスチェック



サイト掲載の申請マニュアルをもとに申請

お申込みページは以下のURLとなります。  
詳しいガ申請マニュアルを掲載しています。

<https://jcne.or.jp/catalog/>





今年、あなたが誰かのためにしたこと。  
それは、寄付だったかもしれません。

Giving *December*  
2023

<https://giving12.jp>



# 「12月は寄付月間」を 合言葉に

欲しい未来へ、寄付を贈ろう。



# 次回の案内

ガバナンス太田塾2023「非営利組織経営の在り方」 第6回  
日時：2023年11月9日（木）10:00～11:00

第6回11月【利益相反と競業避止とは】

- ・利益相反取引に該当する場合の事例、事前・事後の手続き

※各回、出欠確認のため、Peatixでの申し込みが必要になります。  
アンケートとともに、PeatixのURLをお知らせします。

<https://jcne20231109.peatix.com/>  
(10月5日オープン予定)

全体のご案内

<https://jcne.or.jp/2023/04/27/seminar-39/>

本日のアンケート

<https://forms.gle/qd7BqRDrwxkdBt9W6>

